

報告第16号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和6年9月10日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- 1 件名及び契約名 令和5年第4回杉並区議会定例会において議案第87号により議決を得た「国指定史跡荻外荘（近衛文麿旧宅）復原整備工事」
- 2 金額の変更 議決を得た契約金額 金976,063,000円
変更後の契約金額 金1,016,169,000円
契約金額の増額 金40,106,000円
- 3 変更理由 工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変更の必要が生じたほか、建物の復原工事を進める中で、内装や建具の補修工事内容等を変更する必要が生じたため。
- 4 専決処分年月日 令和6年8月20日